

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (係長級職員用⑥ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番号	正解	解 説
1	×	<p>補助金の交付を受けている地方公共団体は、倫理規程第2条第1項第2号により利害関係者に該当しますが、当該地方公共団体に属する全ての職員が利害関係者になるわけではありません。一般には職員の携わる事務に関係する部門の地方公共団体職員が当該職員の利害関係者となります。</p> <p>ただし、当該職員の携わる事務とは関係しない部門の地方公共団体職員が特命を受けて当該職員と接触するような場合には、所属する部門にかかわらず、当該職員の利害関係者となります。</p>
2	×	<p>契約を締結した事業者の下請企業は、直接には利害関係者に該当しませんが、例えば、契約を締結した事業者からその契約内容の一部の事業を請け負った下請企業の従業員が、当該事業に関連して、職員に対し贈与等の行為を行っていると思われる場合には、倫理法第2条第6項の「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」に該当し、当該下請企業の従業員は利害関係者とみなされることとなります。</p>
3	×	<p>親族関係や学生時代の友人など、職員となる前からの関係がある者、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者などは、職員としての身分にかかわらず「私的な関係」に該当し、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、例外的に禁止行為を行うことができることとされています。(倫理規程第4条第1項)</p> <p>なお、職場の上司や同僚との関係、職務上のカウンターパートなどの関係は、職務を通じて知り合ったものであり、倫理規程第4条第1項の「私的な関係」には該当しません。</p>
4	×	<p>自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、きちんと割り勘になっていなかった場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します。(倫理規程第3条第1項第6号)</p>
5	○	<p>利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されていますが(倫理規程第3条第1項第1号)、同じ府省の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することも禁止されています。(倫理規程第7条第1項)</p> <p>したがって、他の職員が利害関係者である事業者から受け取ったタクシーチケットを、それと知りながら使用した場合には、自分が直接利害関係者から受領した場合でなくても、倫理規程上の禁止行為に該当します。</p>

6	×	<p>利害関係者からの依頼による講演等の際に、実費相当額の旅費を先方が負担することは、倫理規程上の禁止行為には該当しないこととされています。</p> <p>しかしながら、本問のように、職員が何らの役務を提供しないにもかかわらず、利害関係者から交通費の支給を受けることは、金銭の贈与を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します。(倫理規程第3条第1項第1号)</p>
7	○	<p>講演等を行う際に倫理監督官の事前の承認を得る必要がある場合は、①利害関係者からの依頼に応じて、②報酬を受けて講演を行う場合であり、無報酬の場合は倫理監督官の事前の承認を得る必要はありません。(倫理規程第9条第1項)</p>
8	○	<p>利害関係者以外の事業者等からであっても、その者から供応接待を繰り返し受けることや、1回のみであっても高額の供応接待を受けることなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることは禁止されています。(倫理規程第5条第1項)</p> <p>本問の事例の場合、利益供与の額が高額であり、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待として、倫理規程第5条第1項の規定に違反するものと考えられます。</p>
9	○	<p>利害関係者と自己の費用を負担して(割り勘で)飲食する場合に、自己の飲食の費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への事前の届出が必要となります。本問のように、一次会と二次会に参加したことによってその合計が1万円を超える場合にも届出を行う必要があります。(倫理規程第8条)</p> <p>また、飲食の費用が予想に反して1万円を超えてしまった場合など、やむを得ない事情があるときは、事後において速やかに届出を行えば足りることとされています。</p>
10	○	<p>倫理審査会では、電話、郵便、電子メール、面談いずれの手段によっても国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けており、通報は匿名でも受け付けています。また、通報者の個人情報(窓口に限り)はとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されています。</p> <p>通報した職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことは倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。</p> <p><b>【倫理審査会の相談・通報窓口(公務員倫理ホットライン)】</b>  電話:03-3581-5344 FAX:03-3581-1802  郵送:〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局宛</p> <p>※ 電子メールでの相談・通報は、検索サイトで「公務員倫理ホットライン」を入力してアクセスしてください。</p>